

お讀になつたつお隣りへ!!

東郷村報

昭和26年6月25日
發行所 東郷村役場
日向市富高町
印刷所 安藤印刷所
電話 64番

財政事情報告書

東郷村告示 第十五號

地方自治法第二百四十四條第一項に基く東郷村條例第二十七號「財政事情の作成及び公表に關する條例」の定むるところにより本村の財政事情を次の通り公表する

昭和二十六年五月十五日

東郷村長 小野 弘

一、まえがき

村民の皆様は村財政の現状をよく知つて頂き積極的な御協力をお願いするにためここに第三回目的の財政事情を公表致します。

御承知のように地方自治の確立には確固たる財政の裏付けと健全なる運営とが不可欠の条件でありこの裏付けがあつてこそはじめて私共の期待する民主自治政治の進展が期し得らると思つております。

而してこの財政の運営は直ちにもつて村民各位の利害休戚に重大なる繋りがあるものでありますから各位はこの財政事情の報告に深い關心をよせられ村政進展のためより一層の御努力をお願いする次第であります。

昭和二十六年度豫算編成に當つて最も重点的に考へねばならぬことは六三制改革による新制中學校建設のため昭和二十三年から二十五年の三年間に五つて、相当多額の経費を之に充當したため、その間村民経済力の涵養施設に充分の力を盡すことができなかったことと更に昭和二十四、二十五の二年連続して襲來した台風禍による村民経済力の低下を回復するため、いかにしてその施策を講ずべきかの問題の外各種重要施策が

山積してゐるのであります。これがため限られた少い財源をそれらの施策面にいかように按分するかといふことに心を砕いたのであります。これがため役場費の如き絶対的に必要な人件費を除いては年間所要額の半額程度を計上し今後新たに財源の捕捉をなす機会に追加更正をなすことはならない所謂定額豫算を編成せざるを得なかつた次第であり以下簡単に御説明を致します。

先づ歳出の面から申し上げます。まず別表第一の通り役場費が全体の三割五分弱を占めておりますがその役場費は村行政活動の中核体として大部分の人件費並にこれに附随した各種経費が含まれてゐることは既に皆様御承知の通りでありまして更に昭和二十五年十二月末に給與の改訂があり、本村においても、他と同様の措置をとつてゐる外諸物價高のためであります。

次は教育費の二割一分弱であります。教育費は昨年に比し大幅減額になつてゐますがこれは前年度までは新制中學校建設費が計上されたためであり、尙この教育費については各學校とも従来PTA等から相當額の援助をして頂いてゐたのであります。本年度からはその援助を最少限度に減らして頂きたい考へか

ら實質的教育費については相當増額計上してゐるのであります。

次は産業經濟費であります。本村も共通した現下農村經濟不況の増大たるを得ずその余波を受け下向の一途を辿りつゝある状況に鑑みこの本村經濟の振興即ち民力の涵養を如何なる方法で具現せしめるかといふことには特に心をを用いたのであります。幸にして關係各位の御協力を得て本村の經濟産業の振興について根本的計畫を樹立するに際し、東郷村經濟振興對策委員會の活躍なる活動を見、その計畫を取入れ七十四萬圓の振興對策費を計上してある外、本村の特殊性に鑑み林業振興の一端として村有林の植栽その他に六十一萬圓を計上してあるものであります。その他、消防厚生、衛生等夫々必要な経費を計上してゐるのであります。如上申し上げたことを實施するに努め、もつて村民福利の増進に努力しつゝあるところであり、

計上したのであります。く村税賦課徴収條例が改正 更正が豫想されること前述 地方税法の改正とこれに基 になれば今後において追加 の通りであります。

別表第一の(一) 既往三ヶ年間に一般會計科目別歳出入予算比較表(一番下が本年度予算)

科 目	昭和二十四年度		昭和二十五年度		昭和二十六年(當初)	
	予算額	各科目の 百分比	予算額	各科目の 百分比	予算額	各科目の 百分比
計	八、六九七、七三六	100.0	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
予備費	一〇、〇〇〇	0.1	一〇、〇〇〇	0.1	一〇、〇〇〇	0.1
諸支出金	六、六六、一五八	77.3	五、一四、四六六	51.4	四、三、一九一	40.6
公債費	七、七五、九一八	89.2	二、六、五八八	26.6	一、九、四一七	18.4
選舉費	五、五、三三三	6.4	一、四、五五五	14.6	二、五、四一六	24.4
統計調査費	四、〇、〇六一	4.6	八、八、六八六	88.7	一〇、一〇〇	0.1
財産費	四、七、〇五九	5.4	五、五、七〇六	55.7	一、四、七、七七一	14.7
産業經濟費	一、〇、六、九六六	12.2	二、二、二、四七	22.2	二、四、六、三七八	24.6
保健衛生費	四、三、〇六一	4.9	八、七、五〇〇	87.5	七、四、六〇〇	74.6
社會及勞働施設費	一、二、〇、七五三	13.8	一、三、六、七〇七	13.7	一、七、五、四九一	17.5
教育費	四、五、六、四七八	52.4	七、四、四、六八八	74.4	三、七、三、四一五	37.3
土木費	四、三、三、二一九	49.9	三、八、七、三三、〇五五	38.7	一、七、八、〇五五	17.8
警察消防費	二、八、四、九一〇	32.8	二、〇、〇、七一一	20.0	二、四、五、六三三	24.5
役場費	四、六、〇、七〇九	52.9	四、六、六、六、七九	46.6	六、三、四、一七一	63.4
議會費	四、五、三、三二	5.2	五、九、五、五五	59.5	六、五、七、三三八	65.7
社會費	四、五、三、三二	5.2	五、九、五、五五	59.5	六、五、七、三三八	65.7

べますと教育費が全体の二割六分強の七百四十五萬圓であり、そのうち三百四十七萬圓が新制中學校の建築費であります。

別表第二の(一) 既往三ヶ年間に一般會計科目別歳出入予算比較表(一番下が本年度予算)

科 目	昭和二十四年度		昭和二十五年度		昭和二十六年(當初)	
	予算額	各科目の 百分比	予算額	各科目の 百分比	予算額	各科目の 百分比
計	八、六九七、七三六	100.0	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
予備費	一〇、〇〇〇	0.1	一〇、〇〇〇	0.1	一〇、〇〇〇	0.1
諸支出金	六、六六、一五八	77.3	五、一四、四六六	51.4	四、三、一九一	40.6
公債費	七、七五、九一八	89.2	二、六、五八八	26.6	一、九、四一七	18.4
選舉費	五、五、三三三	6.4	一、四、五五五	14.6	二、五、四一六	24.4
統計調査費	四、〇、〇六一	4.6	八、八、六八六	88.7	一〇、一〇〇	0.1
財産費	四、七、〇五九	5.4	五、五、七〇六	55.7	一、四、七、七七一	14.7
産業經濟費	一、〇、六、九六六	12.2	二、二、二、四七	22.2	二、四、六、三七八	24.6
保健衛生費	四、三、〇六一	4.9	八、七、五〇〇	87.5	七、四、六〇〇	74.6
社會及勞働施設費	一、二、〇、七五三	13.8	一、三、六、七〇七	13.7	一、七、五、四九一	17.5
教育費	四、五、六、四七八	52.4	七、四、四、六八八	74.4	三、七、三、四一五	37.3
土木費	四、三、三、二一九	49.9	三、八、七、三三、〇五五	38.7	一、七、八、〇五五	17.8
警察消防費	二、八、四、九一〇	32.8	二、〇、〇、七一一	20.0	二、四、五、六三三	24.5
役場費	四、六、〇、七〇九	52.9	四、六、六、六、七九	46.6	六、三、四、一七一	63.4
議會費	四、五、三、三二	5.2	五、九、五、五五	59.5	六、五、七、三三八	65.7
社會費	四、五、三、三二	5.2	五、九、五、五五	59.5	六、五、七、三三八	65.7

別表第二の(二) 昭和二十五年歳入予算追加累計表

科 目	追加予算				予算合計	各科目の 百分比
	第一回	第二回	第三回	第四回		
計	一、六、五、三、三六	一、五、一、一、六九	一、七、七、七、三三	一、五、六、六、二六	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
予備費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	0.1
諸支出金	六、六六、一五八	二、六、八、三三	五、一四、四六六	四、三、一九一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
公債費	七、七五、九一八	二、六、五八八	一、九、四一七	一、九、四一七	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
選舉費	五、五、三三三	一、四、五五五	二、五、四一六	二、五、四一六	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
統計調査費	四、〇、〇六一	八、八、六八六	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
財産費	四、七、〇五九	五、五、七〇六	一、四、七、七七一	一、四、七、七七一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
産業經濟費	一、〇、六、九六六	二、二、二、四七	二、四、六、三七八	二、四、六、三七八	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
保健衛生費	四、三、〇六一	八、七、五〇〇	七、四、六〇〇	七、四、六〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
社會及勞働施設費	一、二、〇、七五三	一、三、六、七〇七	一、七、五、四九一	一、七、五、四九一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
教育費	四、五、六、四七八	七、四、四、六八八	三、七、三、四一五	三、七、三、四一五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
土木費	四、三、三、二一九	三、八、七、三三、〇五五	一、七、八、〇五五	一、七、八、〇五五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
警察消防費	二、八、四、九一〇	二、〇、〇、七一一	二、四、五、六三三	二、四、五、六三三	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
役場費	四、六、〇、七〇九	四、六、六、六、七九	六、三、四、一七一	六、三、四、一七一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
議會費	四、五、三、三二	五、九、五、五五	六、五、七、三三八	六、五、七、三三八	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
社會費	四、五、三、三二	五、九、五、五五	六、五、七、三三八	六、五、七、三三八	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0

三、昭和二十五年歳入予算の概況

昭和二十五年歳入予算の概況

科 目	追加予算				予算合計	各科目の 百分比
	第一回	第二回	第三回	第四回		
計	一、六、五、三、三六	一、五、一、一、六九	一、七、七、七、三三	一、五、六、六、二六	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
普通税及旧法による税	六、一〇、八、三六	一、六、八、三三	一、六、八、三三	一、六、八、三三	一〇、〇〇〇、〇〇〇	100.0
地方配付税	二、九、五、〇〇〇	—	—	—	二、九、五、〇〇〇	29.5
公營企業及財産収入	七、七、〇	—	—	—	七、七、〇	0.0077
夫役現品	—	—	—	—	—	0.0000
使用材料及手数料	九、二、四七〇	—	—	—	九、二、四七〇	0.0925
國庫支出金	一、九、七、〇一四	—	—	—	一、九、七、〇一四	0.0197
縣支出金	二、一〇、一、七一一	—	—	—	二、一〇、一、七一一	0.0210
寄附金	六、三、三、九〇一	—	—	—	六、三、三、九〇一	0.0633
繰越金	一、〇、一、一、七一一	—	—	—	一、〇、一、一、七一一	0.0101
雑収入	三、五、九、〇七一	—	—	—	三、五、九、〇七一	0.0359
村債	七、〇、一、〇〇一	—	—	—	七、〇、一、〇〇一	0.0070
その他の収入	—	—	—	—	—	0.0000
計	一、八、七、九、七三八	—	—	—	一、八、七、九、七三八	18.7978

(一) 収入文出の概況
昭和二十五年會計年度における五月十日現在の収入支出の概況は次の通りであります。先づ収入状況について説明します。

収入状況は別表第三の(一)の通りでありまして収入面における税収入は地方財政確立の中心をなすものであります。今更贅言を要しないところでありましてこの観点からしても村行政活動の成否もまたこの税収入の如何に左右される一面が非常に大きいのであります。

別表第三の通り二十五年度における税収入は豫算額の七百五十八萬八千餘円に對し四百六十四萬餘円、未収入は二百九十三萬餘円であり収入歩合は六割一分強になつております。この収入歩合の悪い原因は地方税法改正が遅れたこと、旧年中六月から八月にかけての降雨続きのために農業、林業を中心とする本村産業經濟面に大きな損失を受け更に九月十三日來襲のキジヤ台風による大きな災害を蒙つたこととが兩々相俟つたこととありまして村民の皆様には大変お氣の毒と思つております。

然しながら前述の通り村税を納めて頂くとは直ちに重大なる影響がありますので切に皆様方の御協力をお願いする次第であります。

尙昭和二十一年度以來の税の賦課徴収歩合滞納調等の税負擔の状況を別表第四の(一)(二)(三)として添付しました。

起債についてはありますがこれは災害土木復旧事業費二百萬圓、中學校建設資金

四十萬圓計二百四十萬圓を二月の中四萬圓、計延、三大藏省預金部から長期借入れをしてその事業の進捗を計つたのであります。三月中に借入れができたのであり、真に已むを得ないもの、みに重点を指向したのであります。この支出の状況は別表第三の(二)の通り、教育費と役場費とがその大半を占めてゐるのであります。この教育費については中學校建設費が約半額を占めており役場費は職員給與改訂と物價の値上りのためでありまして収入で申し上げが仲々容易でないため冗費の節約には一層の努力をしようとするところであります。

種別	金額	種別	金額
繰入金	100,000	繰入金	1,141,588
繰越金	100,000	繰越金	605,958
雑収入	300,000	雑収入	97,100
地方交付金	1,100,000	地方交付金	1,377,600
平衡交付金	1,100,000	平衡交付金	670,000
計	3,600,000	計	3,998,246

科 目	予 算 額	五 月 十 日 現 在	対 比 率
警 察 費	7,331,315	2,200,000	30.0
役 場 費	6,629,700	1,730,000	26.1
議 會 費	5,950,000	1,500,000	25.2
科 目 予 算 額	19,911,015	5,430,000	27.3

科 目	予 算 額	五 月 十 日 現 在	対 比 率
村 民 税	7,546,494	4,648,694	61.6
平 衡 交 付 金	6,700,000	6,700,000	100.0
公 營 企 業 及 財 産 收 入	3,000,000	1,648,311	54.9
夫 役 現 品	2,000,000	2,000,000	100.0
使 用 料 及 手 数 料	9,470,000	9,470,000	100.0
國 庫 支 出 金	4,965,870	4,018,388	80.9
縣 支 出 金	2,140,950	1,355,251	63.3
寄 附 金	2,050,700	2,050,700	100.0
繰 入 金	1,421,588	1,421,588	100.0
繰 越 金	1,000,000	1,000,000	100.0
計	36,000,000	22,998,246	63.9

種別	金額	種別	金額
教育費	7,486,648	教育費	648,000
社會及勞働施設費	1,377,600	社會及勞働施設費	1,377,600
保健衛生費	870,500	保健衛生費	477,744
産業經濟費	2,285,447	産業經濟費	7,440
財産費	551,070	財産費	76,600
統計調査費	81,680	統計調査費	9,500
選挙費	1,400,565	選挙費	78,500
公債費	2,658,600	公債費	50,000
諸支出金	561,400	諸支出金	5,100
予備費	10,000	予備費	7,100
計	26,333,300	計	10,364,294

年 度	昭 和 二 十 一 年 度	昭 和 二 十 二 年 度	昭 和 二 十 三 年 度	昭 和 二 十 四 年 度	昭 和 二 十 五 年 度	計
部 落						
寺 迫	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	5,500
福 瀨	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	16,665
小 野 田	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500
羽 坂	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	41,665
仲 深	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500
田 野	800	800	800	800	800	4,000
鶴 之 内	600	600	600	600	600	3,000
迫 之 内	500	500	500	500	500	2,500
計	11,833	11,833	11,833	11,833	11,833	59,165

年 度	昭 和 二 十 一 年 度	昭 和 二 十 二 年 度	昭 和 二 十 三 年 度	昭 和 二 十 四 年 度	昭 和 二 十 五 年 度	計
部 落						
寺 迫	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	5,500
福 瀨	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	16,665
小 野 田	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500
羽 坂	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	41,665
仲 深	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500
田 野	800	800	800	800	800	4,000
鶴 之 内	600	600	600	600	600	3,000
迫 之 内	500	500	500	500	500	2,500
計	11,833	11,833	11,833	11,833	11,833	59,165

年 度	昭 和 二 十 一 年 度	昭 和 二 十 二 年 度	昭 和 二 十 三 年 度	昭 和 二 十 四 年 度	昭 和 二 十 五 年 度	計
部 落						
寺 迫	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	5,500
福 瀨	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	16,665
小 野 田	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500
羽 坂	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	41,665
仲 深	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500
田 野	800	800	800	800	800	4,000
鶴 之 内	600	600	600	600	600	3,000
迫 之 内	500	500	500	500	500	2,500
計	11,833	11,833	11,833	11,833	11,833	59,165

年 次 別	昭 和 二 十 一 年 度	昭 和 二 十 二 年 度	昭 和 二 十 三 年 度	昭 和 二 十 四 年 度	昭 和 二 十 五 年 度	昭 和 二 十 六 年 度
村 民 直 接 負 担 額	2,712,283	2,712,283	2,712,283	2,712,283	2,712,283	2,712,283
村 民 直 接 負 担 額	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000
一 戸 當 り 一 人 當 り 負 担 額	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
一 戸 當 り 一 人 當 り 負 担 額	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

年 次 別	昭 和 二 十 一 年 度	昭 和 二 十 二 年 度	昭 和 二 十 三 年 度	昭 和 二 十 四 年 度	昭 和 二 十 五 年 度	昭 和 二 十 六 年 度
村 民 直 接 負 担 額	2,712,283	2,712,283	2,712,283	2,712,283	2,712,283	2,712,283
村 民 直 接 負 担 額	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000
一 戸 當 り 一 人 當 り 負 担 額	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
一 戸 當 り 一 人 當 り 負 担 額	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

年 次 別	昭 和 二 十 一 年 度	昭 和 二 十 二 年 度	昭 和 二 十 三 年 度	昭 和 二 十 四 年 度	昭 和 二 十 五 年 度	昭 和 二 十 六 年 度
村 民 直 接 負 担 額	2,712,283	2,712,283	2,712,283	2,712,283	2,712,283	2,712,283
村 民 直 接 負 担 額	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000
一 戸 當 り 一 人 當 り 負 担 額	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
一 戸 當 り 一 人 當 り 負 担 額	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

五、財産公債及び一時借入金の現在高について
(一) 村有財産について
昭和二十六年四月末日現在における村有財産は別表第八の通りであります。

(二) 村債について
昭和二十六年四月末日現在における村債は別表第九の通りであります。

四、住民負擔の状況
千七百六十七円
使用料、手数料
九萬二千四百七十円
八、雑収入(實費徴収等)
三六萬七千五百円
計 八十四萬五千七百三十七円
昭和二十三年度は一躍五、四六倍の千八百八十四萬四圓昭和二十四年度は八、五八倍、二十五年度は一二、五九倍と急上昇し二十六年度は當初豫算において八、一八倍になつてゐるのであります。而してこの昭和二十六年豫算のうち村民の直接負擔となつてゐるのは、七十六萬八千五百五十五円、村税 七十六萬八千五百五十五円、村債入歳出予算の増加比較表

衛生室から
随分接種料金の高かつた、百日咳の豫防接種がどれだけ効果があつたか其の状況を知らせよう。
百日咳の豫防接種を受けていないため百日咳に罹つた者「三六名」
百日咳の豫防接種を受けてゐなく百日咳に罹り死亡した者「三名」
尚百日咳は本村に於ても目下流行してゐますので百日咳の豫防接種を受けさせて貰ふ者は充分注意をして戴く様望みます。
(六月十五日現在)

